

## ○公益財団法人大阪府育英会夢みらいサポーター制度運営要綱

制 定 平成 28 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）が実施する「大阪府育英会夢みらい奨学金給付事業」（以下「夢みらい奨学金給付事業」という。）の円滑な運営を図るための府民、団体等による同事業支援のサポーター制度に関し、必要な事項を定める。

(夢みらいサポーター制度)

第 2 条 育英会に、「夢みらい奨学金給付事業」支援のため、府民、団体等によるサポーターを置くものとし、同サポーターを「夢みらいサポーター」と称する。

(夢みらいサポーターの認定)

第 3 条 夢みらいサポーターは、育英会への寄附者の中から希望する者を育英会の理事長（以下「理事長」という。）が認定するものとする。

(夢みらいサポーターの活動)

第 4 条 夢みらいサポーターは「夢みらい奨学金給付事業」の原資となる寄附金募集に関し、次に掲げる活動等を行う。

- (1) 寄附者（個人・団体等）の紹介
- (2) 育英会が実施する募金活動への参加協力
- (3) その他夢みらい奨学金給付事業の推進のための提言

(広報物等の提供)

第 5 条 育英会は、夢みらいサポーターに対し、寄附金募集のチラシ等の広報物等を提供することができる。

(報酬)

第 6 条 夢みらいサポーターの活動については、無報酬とする。

(認定の取消し)

第 7 条 夢みらいサポーターに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、理事長は、認定を取消すものとする。

- (1) 認定返上の申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 団体等が解散したとき。
- (4) 夢みらいサポーターとして相応しくないと理事長が認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。